

<登山道管理水準の登山道への適用事例>

前章での管理水準の登山道への具体的適用について事例を示します。  
ここでは代表的な3つの水準と緊急を要する箇所について説明を行います。

事例1：No.22 白雲岳避難小屋～高根ヶ原分岐～忠別岳区間のA・IIの水準設定について

水準A・IIの定義

- \* 原始性が高く静寂な雰囲気を提供する。
- \* 宿泊を伴う縦走登山による利用を主体とする。
- \* 敷地に当たっては沿線の自然の改変を避け、人為的工具類や人為的改変の痕跡が無い環境・施設・復元を図る。
- \* 登山道内の侵食が少なく拡大する危険性がない。
- \* 登山道内への侵食が少ないとから保全対策の必要性は中程度である。
- \* 潜在的可行性があることから保全対策の必要性は低めである。



この区間は表大雪山の中でも原始性が高い自然

- 環境であり、宿泊を伴う縦走利用が主体のために利用者も少ない場所です。
- 高山帯であるため通勤性は高く最食も見られますが、利用人数が少ないので食糧供給地が少ないことから、潜在的な侵食の可能性は強されているものの、保全対策の必要性は中程度に位置づけられます。



- 11 -

33 オブタシケ山～美瑛岳～十勝岳	A	I
34 十勝岳～富良野岳	B	I
35 富良野岳～登山口	A	II
36 白金温泉口～美瑛富士	B	II
37 白金温泉～望岳台～十勝岳	B	II
38 望岳台～吹上温泉～十勝岳温泉	C	III
39 十勝岳避難小屋～美瑛岳・美瑛富士分岐	B	II
40 吹上温泉～三股山～十勝岳温泉	C	III
41 十勝岳温泉、鹿走路分岐(富良野岳)	B	II
～鹿走路分岐(上平口カットクル山)	B	II
42 登山口～十勝岳	B	II
43 鹿走路分岐～原生ヶ原(五反沼・跡章の池)	B	II
44 登山口～二石流	B	II
45 十勝三段ロード～石狩(ニ石狩岳)	B	II
46 十石狩～音更山～五合目	B	II
47 シュナイダー～石狩岳～沼ノ原手前分岐	A	II
48 ものぞき出合～前天狗岳	B	II
49 帽加温泉～天狗岳～ニベツツ山	B	II
50 帽加温泉～天狗岳～ニベツツ山	B	II
51 香野温泉登山口～コース分岐	B	II
52 帽平天宝山	C	III
53 然別湖～南ベトウル山	B	II
54 天室山周回	B	II
55 駒止湖～東アフカウシヌプリ	B	II
56 西アフカウシヌプリ	C	III

- 10 -

事例2：No.15 混合平ヶ崎～姿見の地区間のB・Iの水準設定について

水準B・Iの定義  
\*利便性を抑えた形で野生生物や景観を楽しむ場を提供する。  
\*日帰り登山による利用を主体とする。  
\*登場に当たつては沿線の自然環境の保全に留意し、自然環境及び自然景観への影響を極力抑えれる。  
\*危険性の高低にかかわらず、登山道内での新しい営食がある。または登山道周辺にまで環境変化が及んでいる箇所がある。あるいは現在及んでいないとしても潜在的危険性が高いことから保全対策の必要性は高い。



事例3：No.18 勇氣別駅～区間のC・IIIの水準設定について

水準C・IIIの定義  
\*一定程度の利便性を確保した上で、野生生物や景観を楽しむ場を提供する。  
\*半日程度の登山利用を主体とする。  
\*前述の管理維持と事故防止・高山植物保護のための整備を行い、自然環境及び自然景観への影響が広がるよう配慮する。  
\*動物生息地の自然条件で、登山道内の営食が少なく拡大する危険性が低いことから保全対策の必要性はない。



この区间は、観光客でも気軽に利用できる場所で、ヒュッテーセンターの職員によるインターブリティーションのコースにもなっています。

一定の利便性が確保されていて、2～3時間程度の登山利用に向いています。鳥やリスなど小動物に会う機会はあります、ヒグマなどの遭遇は極めて少ない場所なので安心して利用できます。

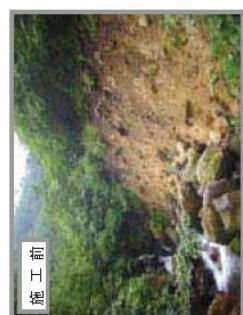
この区间は、夏～秋にかけて利用されています。旭岳登山の下山コースや県岳からの縦走コースに利用されているほか、姿見から混合平の往復利用者も多く、たいていは日帰り登山です。グループによる登山も多く見られる区间です。

この一帯は残雪が多く、シーズン当初はいたるところで雪深のトラバースが出てきます。地形の斜面につづけられた登山道は、融雪水や降雨水の登山道に常に流れ込み状態で、侵食が著しい場所です。利用者の多さや雪崩発生の危険さ、また、岸壁流水の危険にさらされているこの登山道は保全対策の必要性が高いため分類されます。

具体的な管理としては、多くの利用者が通過する前提で、融雪時期には水処理（融雪水の減速）ヒステップ・足場・木道などの設置を行うような対策を優先して行なっていきます。

事例4：区間の水準設定に關わらず管理が早急に必要な箇所について

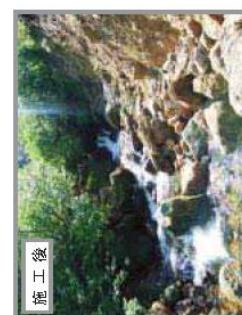
第2章の2-1の①に示した前提条件で、「登山道崩壊など周辺の生態系や景観への影響が局部的に発生しており、生態的な立場から緊急を要するような箇所がある。登山道区間においては、その区間の水準に關わらず、速やかにその整備、防止の対策を行います。」としています。」とされています。



施工前



施工中



施工後

### 第3章 大雪山の心得について

#### 3-1：登山の心得設定の基本的考え方

以下に登山の心得の目的及び策定にあたっての前提条件や大雪山地域の条件などについて述べます。  
＜登山の心得の目的＞  
ここでは、日本の国立公園の中でも特異な自然環境及びスケールをもつ大雪山国立公園において、次世代にこの重要な自然環境を引き継ぐために、登山者1人1人に守つてほしい基本的な事項を明確にすることが目的です。そして、その後に普及啓発活動を行っていくことを前提としています。今回は、基本的事項だけの策定ですが、将来的には水準ごとに自然持続性や利用者に応じた心得の策定も予定しています（図3-1参照）。

#### ＜前提条件＞

- ① 登山の心得は**大雪山の生態系の保護をすることを前提に**、既に登山道周辺の生態系や景観への影響への影響が派生している場所や今後派生するおそれのある場所について、**登山者に守つてほしい基本的な事項です。**
- ② 登山利用は、登山者自身の経験・技術・設備に基づく自己判断と**自己責任によること**が前提です。
- ③ 登山道は、**登山者が自由に歩行できることを原則とします。**ただし、法的に利用を制限すること（自然公園法に基づく利用調整地区的指定等）は、現時点では**具体的な規制は行いません。**

#### ＜自然条件＞

- ① 気象条件が厳しい（本州の3000mの山岳黒崎に匹敵）。冬期間（積雪・残雪期）が長い（夏山シーズン／一般的な夏山シーズン）が6月中旬から10月上旬と短い。
- ② 登山シーズンと残雪（雪深）・融雪時期が重なる。このため融雪水による登山道崩壊や、利用者が足元の悪い道を避け歩くことによる登山事故が起りやすい。
- ③ 山頂部は比較的平坦な地形が広がり、雪田・植生群落や風雪草原などの脆弱な高山植物生地などになっている。（大部分が国立公園特別保護地区）
- ④ 地質が火山性堆積物を主体とするところから、落石などの影響を受けやすく、食・崩壊に弱い。
- ⑤ ヒグマやワキウサギなど重量な野生動物の生息域となっており、利用が生息環境に悪影響を及ぼす可能性がある。一方、ヒグマとの遭遇による危険性もある。

#### ＜利用施設および利用の実態＞

- ① 登山植物および紅葉が有名であり、かつ日本百名山（深田久弥著）が3つあるため、訪れる利用者は多い（表大雪山では登山者だけで年間12万人の込みがある）。
- ② 一般的な夏山シーズンが短く（6月中旬～10月上旬）、高山植物の開花期（6月下旬～7月）と紅葉期（8月下旬～9月中旬）に登山者が集中する。
- ③ 大雪山の登山者全体会員は減少傾向にあるものの、近年はツアーや中高年の登山者が増えて、踏査の集中や登山用ストック（登山用ステッキ・トレッキング

グホール）の使用などが以前より顕著になつてきている。これによる発生の表退  
も見られる。  
④有人の石室・鍵屋小屋が極めて少なく、また、旭岳、黒岳、十勝岳以外はアフ  
トバスが比較的の不便である。高齢者や登校・技術の未熟な登山者が増加し、遭難事  
故が増加傾向にある。  
⑤トイレ施設もなく、利用者のし尿の問題が生じているほか、トイレ池の出現  
がある。

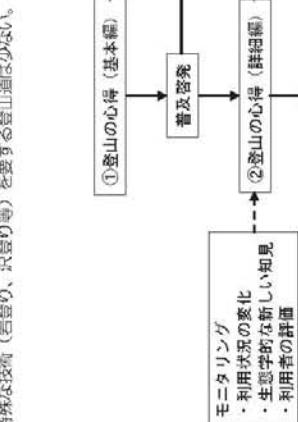


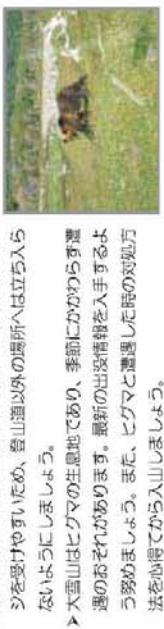
図3-1 大雪山における登山の心得の策定と普及啓発の関係

### 3-2：大雪山における登山の心得

〈大雪山を次世代に引き継ぐために自然環境への配慮に努めましょう〉

▶大雪山の原生的な自然環境が損なわれることのないよう、環境保護に対する意識を  
高く持ち、自然環境への影響を極力抑制するよう行動しましょう。

▶雪山帶の植生（および特殊地形（標高帯など）はダメー  
シを受けやすいため、登山道以外の場所へは立ち入り  
ないようにしましょう。



▶大雪山はヒグマの生息地であり、季節にかかります。最新の出没情報を入手するよ  
う努めましょう。また、ヒグマと遭遇した時の対処方  
法を心得てから入山しましょう。

▶リス、ナガワリギ、キタキツネ、野鳥等の野生動物が当たり前をえたたり  
ないようにしましょう。

▶登山用スタッフを利用する際は、自然へのダメージが軽減されるように先端部に保  
護用キャップを取り付けるようにしましょう。また、登山道以外につかないよう  
に留意しましょう。

▶登山口で用廻は済ませましょう。

〈ほかにも利用者がいることを認識し周囲への配慮をしましょう〉

▶大雪山での原生的自然体験を他の人も味わえるよ  
う、し尿・ゴミなどを残さないようにしましょう。

▶また、他の登山者の自然体験を損なうよう行ないも  
謹みましょう。

▶深い雪山道でのすれ違いや、展望箇所・休憩箇所で  
は他の登山者に配慮して譲り合いをしましょう。

▶野営指定地や石室・避難小屋ではルールやマナーを守りましょう。

〈登山の基本は事故防止と自己責任にあります〉

▶大雪山は厳しい自然条件のため、自らの力だけで対  
処できる登山技術、登山道具、体力及び判断力が求  
められます。そして雪山による事故は最終的には自  
己の責任に委ねられることを十分に自覚しましょ  
う。

▶入山に当たって、天候やアカセス道路状況などを事前に入手すること  
で事故防止につなげましょう。

▶事故発生時の被害を最小限に食い止めるためにも、行き先・日程は必ず家族等に知  
らせておくとともに、登山計画書を作成し地元の警察署等に提出しておきましょう。

<大雪山での宿泊時には多くの標榜への影響に配慮しましよう>

- 野営指定地以外での野営は行わないようにしましよう。野営指定地での行動については、周辺衛生への悪影響を与えないよう配慮しましょう。
- 水場は山中では大切な場所ですので汚さないよう使いましょう。
- いつも携帯トイレを携行し、トイレのない場所では必ず排泄物や紙類は持ち帰るよう心がけましょう。トイレの協力金を求めている場所では、趣意を理解の上で協力をお願いします。



<残雪期・融雪期・降雨時に登山をする場合には環境への影響を特に考えましょう>

- 融雪時期や降雨時では流水に加え、登山者の踏圧の影響で登山道が崩壊しやすくなること、および大人気での登山はさらには環境があることを理解してこのいう悟組の登山はなるべく控えましょう。
- 登山道が残雪によって覆われている場所では、案内のポールやロープに従い登山をしましょう。
- 登山道内に融雪水や降雨水が流れている場所においても、登山道外の自然（植生や地形）を守るために、グラスバッサ等を準備しましょう。

<管理者などの指示は遵守しましょう>

この「登山の心得」の他に、現場では自然保護官、森林官、巡視員、監視員等、山を管理している人の指導や指示に従いましょう。



#### 補足資料1

##### 大雪山国立公園について

###### 1. 概要

本公園は、北海道の中央部に位置し、お鉢カルデラ（奥尻山の凹地）を形成する大雪山群、今も噴煙をあげる十勝岳（2,077m）を中心とする十勝岳火山群、特別顧問邊の燃別火山群及び非火山性の石狩岳（1,969m）山群などから構成され、通称「北海道の屋根」と呼ばれている。公園面積は、わが国最大である。

本公園の最大の特徴は、その広大さと高い原生性にあり、奥深い山々に広がる豊富な高山植物群や広大な自然林には、ヒグマ、ナウサギなどの哺乳類、クマダラ、シマフクロウなどの鳥類、ウスベキチョウ、ダイセツタカネヒカラなどの高山蝶をはじめとする昆蟲類など、多種の貴重な野生動物が生息する。

本公園には、各山々への登山利用をはじめ、露營や天人吹の溪谷探勝、温泉浴等を中心とした年間約634万人（平成15年）の利用者が訪れている。

###### 2. 主な結果

- |               |                        |
|---------------|------------------------|
| 昭和 9年 1月 4日   | 大雪山国立公園指定              |
| 昭和 52年 1月 28日 | 十勝川源流域を削除（原生自然環境保全地域へ） |
| 平成 7年 8月 21日  | 公園区域及び公園計画の全般的な見直し     |

###### 3. 面積等

公園面積	226,764 ha
うち特別保護地区	36,807 ha (16.2%)
第1種特別地域	29,566 ha (13.0%)
第2種特別地域	22,271 ha (9.8%)
第3種特別地域	94,848 ha (41.8%)
普通地域	43,272 ha (19.1%)

###### 4. 町村（1市9町）

上川支庁	富良野市
上川郡	（上川町、東川町、美瑛町）
空知郡	（上富良野町、南富良野町）
十勝支庁	河東郡（土幌町、上士幌町、鹿追町）
	上川郡（新得町）

## 補足資料2

### 大雪山国立公園における登山道管理水準検討会設置要綱

#### (目的)

第1条 大雪山国立公園における適切な登山利用を図るため、第2条に掲げる事項に関する検討をおこなうこととして、学識経験者及び関係行政機関により構成する検討会を設置する。

#### (検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について必要な検討をおこなう。

- (1) 登山道の管理水準に関する事項
- (2) 各水準による登山道の区分(レベル区分)に関する事項
- (3) 木道及びレベル区分の合意形成手法・手順に関する事項
- (4) その他目的達成のために必要な事項

#### (構成)

第3条 検討会は、次に掲げる委員及び関係行政機関をもつて構成する。

#### (1) 委員

環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長から委嘱された学識経験者

#### (2) 関係行政機関

大雪山国立公園の保護と利用に関する主な行政機関

#### (運営)

第4条 検討会は、事務局が招集する。

2 座長は、委員の互選により選出する。

3 座長は、必要な事項について検討会の下に作業部会を設置することができる。

#### (事務局)

第5条 検討会の事務局は、環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所とし、会の運営に係る事務は北電総合設計(株)が行う。

#### (その他)

第6条 上記に定めたない事項で、検討会の運営に必要なものについては、別に定める。

## 補足資料3

### 「大雪山国立公園における登山道管理水準検討会」構成メンバー

#### 委員（五十音順）

愛甲 順也	(北海道大学大学院農学研究科助手)
後川 邦一郎	(北海道大学大学院農学研究科教員)
工藤 岳	(北海道大学大学院地政環境科学研究科助教授)
小林 昭裕	(東京大学北海道短期大学造園林科学科長)
佐藤 文彦	(社) 履雪快観光協会専務理事
土屋 敏	(旭川山岳会理事長、大雪山地区自然公園指導員連絡会事務局長、道北地方連絡会議常任理事)
樋口 和生	(NPO 法人北海道山岳活動サポート理事長)
八巻 一成	(森林総合研究所北海道支所主任研究官)
楢須賀莉子	(NPO 法人アースワンド代表)
渡辺 強二	(北海道大学大学院地政環境科学研究科助教授)

#### 行政機関

市町	富良野市経済部商工観光課
林野庁	北海道森林管理局保全調整課
北海道	環境生活部環境室自然環境課 上川町企画部商工観光課
	美瑛町商工観光課 上富良野町商工観光課
	十勝支庁地域政策部環境生活課 南富良野町商工観光課
	上川南部森づくりセンター管轄課 士幌町商工観光課 上士幌町産業課 鹿追町商工観光課
	新得町商工観光課 十勝教育局生涯学習課

#### 【事務局】

環境省西北海道地区自然保護事務所  
(北電総合設計株式会社)

#### -補足資料3-

#### -補足資料2-

## 補足資料4

大雪山国立公園における登山道管理水準検討会　開催記録		
第1回検討会	平成14年12月17日	於：札幌
第2回検討会	平成15年1月27日	於：札幌
第3回検討会	平成15年4月10日	於：札幌
第4回検討会	平成15年6月25日	於：札幌
第5回検討会	平成15年8月1～2日	於：旭岳温泉
第6回検討会	平成15年12月4日	於：札幌
第7回検討会	平成16年3月10日	於：札幌
第8回検討会	平成16年7月28日	於：札幌
第9回検討会	平成16年8月30日	於：札幌
第10回検討会	平成16年12月6日	於：札幌
第11回検討会	平成17年3月11日	於：札幌

## 補足資料5

## 3つの「保護・利用体験ランク」を設定した時に考慮した4つの要因

① 國立公園保護計画(地理区分)	
1 特別保護地区	以下の事項が該当するルート
2 第1種特別地域	以下の事項が該当しないルート (保全対象と保全方針) ・原生的自然地域の厳正維持 ・特有的な風致景観の保護 ・稀少な野生動物等の資源の防護 ・稀少野生動植物への悪影響の防止
3 第2種特別地域	
4 第3種特別地域	
5 普通地域	

② 管理計画(区域の範囲整理)	
1 山中宿泊を伴う縦走登山	以下の事項が該当するルート
2 日帰り登山	
3 半日程度の登山	

③ 管理計画(段級の管理方針：計画歩道各路線の記述整理)	
1 整備に当たっては沿線の自然の改変を盡する	A *原始性高い静寂な森林を提供する *宿泊と歩行が縦走登山による利用を主体とする *整備に当たっては沿線の自然の改変を盡さず、人為的工具や人為的改変の痕跡が無い 環境の維持、復元を図る
2 整備に当たっては沿線の自然環境の保全に留意し、自然環境及び自然景観への影響を極力抑える	B *利便性を抑えた上で野生生物や景観を楽しむ場を提供する *整備に当たっては沿線の自然環境の保全に留意し、自然環境及び自然景観への影響を極力抑える
3 現道の管理態様と事故防止・高山植物保護のための整備を行う	C *一定の利便性を確保した上で、野生生物や景観を楽しむ場を提供する *現道の管理態様と事故防止・高山植物保護のための整備を行い、自然環境及び自然景観への影響が少ない整備する

## 4つの要因から導かれた3つの「保護・利用体験ランク」

## 補足資料 6

3つの「保全対策ランク」を設定した時に考慮した2つの要因

⑤ 災害状況（危険の程度、潜在的危険性）		
1 積山道内での著しい浸食がある。または積山道周辺にまで環境変化が及んでいる箇所がある、あるいは現在及んでいないとしても潜在的危険性が高い。	2 積山道内の浸食がある。または現在浸食が少ないと潜在的可能性能がある。	3 積山道内の浸食が少なく、拡大する危険性が高い。
⑥ 自然条件（自然資源、脆弱性）		
1 保全の必要性の高い自然環境・景観資源があり、脆弱性も高い。	2 保全の必要性の高い自然環境・景観資源があるが、脆弱性が低い。	3 保全の必要性の高い自然環境・景観資源に乏しく、脆弱性が低い。

## 2つの要因から導かれた3つの「保全対策ランク」

I	脆弱性の高低にかかわらず、積山道内での著しい浸食がある。または積山道周辺にまで環境変化が及んでいる箇所がある、あるいは現在及んでいないとしても潜在的危険性が高いことから保全対策の必要性は高い。
II	積山道内の浸食が少なく地盤下げる危険性が低い。あるいは積山道周辺での浸食所がある。または現在浸食が少ないが潜在的可能性能があることから保全対策の必要性は中程度である。
III	脆弱性が低い自然条件で、積山道内の浸食が少なく地盤下げる危険性が低いことから保全対策の必要性は低い。

## 策定の経緯概要

大雪山国立公園の積山道管理水準検討会議室報告書（案）「大雪山国立公園における積山道管理水準検討会議室報告書」は平成14年度から平成16年度の3年間に亘って行われた計11回の検討会を経て平成17年3月に策定された。北海道地方機関事務所では、この管理水準案を実用化するため、新たに積山道の心得を付加したものについて、登山者、管理者、関係行政機関など様々なる立場の方々から幅広く意見を募集し「積山道の管理水準と積山道の心得」という最終案を策定することとした。

意見募集を行い、最終案を作成するにあたっては、アドバイザーから意見を伺うため、計3回のアドバイザーハイ会議を開催した。

意見募集は平成17年11月28日～12月27日の1ヶ月間行い、18ヶ所から意見をいただいた。意見募集期間中は、単にホームページを開設するだけでなく、関係機関、団体、事業者などへ案の配布や案内状を郵送し且つ、積極的にメール・ソーシャルネットなどを活用して告知を行った。

以上の経緯及びアドバイザーハイ会議、意見募集に關する告知の状況、いただいた意見の内訳は以下のとおりである。

～「大雪山積山道管理水準および積山心得」の最終版作成に至る経緯～

平成17年3月	「大雪山国立公園における積山道管理水準検討会議室報告書」策定
同年9月5日	第1回大雪山積山道管理水準意見募集アドバイザーハイ会議
同年10月11日	第2回大雪山積山道管理水準意見募集アドバイザーハイ会議
同年10月25日	関係機関への意見照会
～11月15日	北海道地方機関事務所ホームページを通じた意見募集
同年11月28日	～12月27日
平成18年1月18日	第3回大雪山積山道管理水準意見募集アドバイザーハイ会議
平成18年3月	「大雪山積山道管理水準および積山心得」最終版 完成

## ～意見募集アドバイザーハイ会議構成員（五十音順）～

愛甲 哲也	(北海道大学大学院農学研究科 助手)
荒井 一洋	(NPO 法人ねおす)
小林 昭裕	(東京大学北海道短期大学園芸景観科 教授)
佐藤 文彦	((社) 層雲峡温泉協会 専務理事)
庄子 康	(北海道大学大学院農学研究科 助手)
渡辺 伸二	(北海道大学大学院地質環境科学研究院 助教授)

～意見募集期間中に行った告知活動～

- 1) 11/28にホームページ開設と同時にプレス発表。
  - 2) 事前に意見収集した関係機関などへは、メールで案を再度送付。
  - 3) 以下の関係団体への案内状や原稿を送付。
- \*山岳会、観光協会、その他NPOなど36団体に対し、原稿と返信用紙を送付。
- \*北海道アワトアワ福会、北海道ガイド協会の法人・ガイドD11箇所に意見用紙を送付。
- \*大学と断波の山岳会を省くすべての北海道山岳会142箇所に対し案と返信用紙を送付。
- \*その他のアドバイザーから推薦のあった個人・団体に最終案と返信用紙を送付。
- 4) アドバイザー各位からメールリストや学会などに告知。
  - 5) 横樽省より各地方検査事務所に意見募集に関する情報提供を行い、呼びかけを依頼。
  - 6) 雑誌「岳人」に記事原稿掲載。
  - 7) 札幌の登山店舗10箇所にお願い文、概要版、意見返信用紙のセットを持参してお願い。
  - 8) 事務局より各種メールリストを通じて案内。

意見募集期間中には下記のとおり18箇所から108件の意見が寄せられた。これらの内容は次のとおり。

～意見提出数～

封書によるもの	• • •	3通
ファックスによるもの	• • •	6通
電子メールによるもの	• • •	9通
合 计	• • •	18通

～整理した意見总数～

今回の案件に係るもの	• • •	96件
全体・前提に係るもの	• • •	17件
第1章に係するもの	• • •	5件
第2章に係するもの	• • •	35件
第3章に係するもの	• • •	37件
補足資料に係するものの	• • •	2件
その他の意見等	• • •	12件
合 计	• • •	108件